様式第６号（第７条の２関係）

空き家バンク制度利用登録申込書

　伊賀市長　　様

空き家バンク制度を利用したいので、伊賀市空き家バンク制度に関する要綱及び、裏面「誓約事項及び空き家バンクの利用ルール」に同意の上申し込みます。

申込日　　　　　年　　月　　日

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 申込者（個人） | 住所 | 〒  |
| ふりがな |  | 生年月日 |  |
| 氏名 |  |
| 連絡先 | ☎　 |
| E-mail　　 |
| 世帯員数 | （同居予定人数）　　　人 |
| 申込者（法人） | 法人名または団体名 |  |
| 住所 | 〒  |
| ふりがな |  |
| 代表者氏名 |  |
| 電話番号 |  |
| E-mail |  |
| ふりがな |  |
| 担当者氏名 |  |
| 連絡先 | ☎　 |
| E-mail　 |

※記載いただいた情報は、空き家バンク運営に関すること以外へは使用しません。

|  |  |
| --- | --- |
| 利用目的 | □定住　　□二地域居住　　□その他　※二地域居住：都市部と地方部に２つ以上の生活拠点を持つこと |
| （その他の場合、具体的な内容）　 |
| 事業計画書 | （その他の場合、具体的にご記入ください） |
| サポート | 移住に関する様々なご相談を移住コンシェルジュがお受けします。保育園、学校転校、各種補助金に関するご案内、手続きなど移住前から移住後まで継続してサポートしますので、お客様情報をコンシェルジュに共有します。□同意する　　□同意しない（サポートは不要） |
| 伊賀市選択理由 | （伊賀市を選んでいただいた理由を具体的に記入してください） |

|  |
| --- |
| 誓約事項及び空き家バンクの利用ルール |
| 1. | 伊賀市空き家バンク制度に関する要綱の趣旨を理解し、同要綱およびルールを遵守します。 | 　 |
| 2. | 伊賀市空き家バンクでは、交渉時のトラブル回避のため、物件所有者との直接の交渉はできません。交渉から契約、引渡しまでは、市が指定した媒介不動産事業者を通して交渉を行います。（※不動産事業者の変更や交代は、各法に照らし違法性があった場合に行います。） | 　 |
| 3. | 物件所有者、近隣住民、他の利用登録者、不動産事業者、市職員への脅迫・威圧、迷惑行為など、空き家バンクの運営に支障をきたすことは行いません。（支障をきたした場合は利用登録を抹消します。また、それ以降の申請者または同居家族や縁者などからの利用登録申出があった場合も同様に利用登録の許可は行いません。利用決定後判明した場合は、利用登録を抹消します） | 　 |
| 4. | 市職員が関与できるのは交渉開始までとなります。交渉開始以降は、宅建業法に基づき、媒介不動産事業者による手続となるため、売買契約や賃貸借契約に関する一切のクレームは市へは申し立てません。（契約行為を行う前に、リフォーム等にかかる必要な費用の見積もりをお勧めします。契約後にトラブル等が発生した場合も市は関与しません。） | 　 |
| 5. | 購入または賃貸契約後は、その建物および敷地を適切に管理します。 | 　 |
| 6. | 空き家を利用することとなったときは、地域住民と協調して生活し、賃借の場合は賃借人としての義務を果たします。 |  |
| 7. | 物件所有者の個人に関する情報等を知り得た場合、他の目的に使用することはありません。 |  |
| 8. | 暴力団員、若しくは暴力団員と密接な関係を有する者ではありません。 |  |

本人確認書類添付台紙

空き家の物件登録及び利用者登録申請を行う際は、下記（1）～（3）のうち、いずれかの写しを添付してください。（別表参照）

(１)　別表第１に掲げる書類のうちいずれか１点

(２)　別表第２に掲げる書類のうちいずれか２点

(３)　別表第２に掲げる書類のうちいずれか１点及び別表第３に掲げる書類のうちいずれか１点

|  |
| --- |
| 貼り付け欄現住所が確認書類の裏面に記載されている場合は、裏面の写しも添付してください。 |

|  |
| --- |
| 伊賀市空き家バンク制度に関する要綱　別表第１ |
| □個人番号カード（個人番号の記載は不要）　　□運転免許証□運転経歴証明書　　　□住民基本台帳カード　□在留カード□身体障害者手帳　　　□療育手帳　　　　□精神障害者保健福祉手帳□官公署から発行・発給された書類その他これに類する書類であって、氏名、生年月日又は住所が記載されており、市長が適当認めるもの |

|  |
| --- |
| 伊賀市空き家バンク制度に関する要綱　別表第２ |
| □健康保険証　　　　　□年金証書　　　　　　□年金手帳　　□住民基本台帳カード　□介護保険被保険者証　□各種医療受給者証　　□恩給証書　　　　　　□運転仮免許証　　　　□生活保護受給者証□その他これらの書類と同等と認められるもの（官公署が発行した資格証明書等） |

|  |
| --- |
| 伊賀市空き家バンク制度に関する要綱　別表第３ |
| □社員証　　□学生証　　□預金通帳　　□診察券 |